

## 九州国際大学私費外国人留学生授業料減免に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、九州国際大学及び九州国際大学大学院（以下「本学」という。）に在学する私費外国人留学生に対し、授業料の減免（以下「減免」という。）をすることによって、経済的負担を軽減し、もって修学を支援することを目的とする。

(対象)

第2条 減免の対象者は、本学の正規の課程に在籍する私費外国人留学生（以下「留学生」という。）であり、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一に定める「留学」の在留資格を有する者とする。

(申請資格)

第3条 減免を申請できる留学生は、経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績が優秀であると認められた者とする。ただし、次の各号の一に該当する者は申請することができない。

- (1) 修業年限を超えて在学する者
- (2) 休学中の者

(申請手続き)

第4条 減免を申請する留学生は、次の各号に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 私費外国人留学生授業料減免申請書（所定用紙）
- (2) 収入を証明する書類
- (3) その他本学が指示する書類

2 新入学生、編入学生又は転入学生で入学する学期の授業料減免を希望する者は、前項第1号の書類を学長に提出しなければならない。

(選考及び決定)

第5条 減免を受けることのできる学部留学生の選考は、前条第1項各号に規定する書類及び別に定める選考基準に基づき、国際センター委員会で選考し、学長が決定する。

2 減免を受けることのできる大学院留学生の選考は、前条第1項各号に規定する書類及び別に定める選考基準に基づき、国際センター委員会で選考し、学長が決定する。

(授業料の減免額)

第6条 減免額は、納付すべき授業料を減ずることによって行い、50パーセントを限度とする。

(減免の停止)

第7条 学長は、減免を受ける留学生が毎学期末に次の各号の一に該当する場合には、減免を停止するものとする。

- (1) 学業成績が不振で成業の見込みがないと認められる者
- (2) 留年した者。ただし、病気その他やむを得ない事由により留年した者は除く。
- (3) 学則に基づき懲戒処分を受けた者
- (4) 提出書類等の記載事項に虚偽があったと判明した者
- (5) その他本学学生としてふさわしくない行為があったと認められる者

(事務)

第8条 授業料の減額に関する事務は、大学事務局学生支援室が行う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、教育研究協議会において審議する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。